

大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため  
配慮すべき事項についての意見

**1 大規模小売店舗の名称**

ヤマイチ GARDEN 紀伊川辺

**2 大規模小売店舗立地法第8条第1項に基づく市町村からの意見【和歌山市】**

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、生活環境の保全上支障のないよう  
廃棄物の適正保管及び処理に務めること。

(2) 環境面、衛生面、排出量、回収ペースを考慮した廃棄物保管施設を確保すること。  
(生ゴミについては2日分以上を確保できる施設にすること。)

※大規模小売店舗立地法第8条第2項に基づく住民等からの意見はありませんでした。